

保健所長に対する事務委任規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十六年三月三十一日

奈良県知事 荒井正吾

奈良県規則第六十三号

保健所長に対する事務委任規則の一部を改正する規則

保健所長に対する事務委任規則（昭和五十一年四月奈良県規則第五号）の一部を次のように改正する。

第十二号(六)中「第五条第一項」を「第二条第一項」に改め、同号(七)中「第九条第一項」を「第五条第一項」に改め、同号(八)中「第十条第一項」を「第六条第一項」に改め、同号(九)中「第十一条第一項」を「第七条第一項」に改め、第十三号(六)中「第五条第一項」を「第二条第一項」に改め、同号(七)中「第九条第一項」を「第五条第一項」に改め、同号(八)中「第十条第一項」を「第六条第一項」に改め、同号(九)中「第十一条第一項」を「第七条第一項」に改める。

附 則

この規則は、平成二十六年四月一日から施行する。